めばえの森保育園　重要事項説明書

**１．施設の目的及び運営の方針**

**（１）運営主体（事業者の概要）**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 学校法人めばえ学園 |
| 事業者の所在地 | 我孫子市白山二丁目７番地の５ |
| 事業者の連絡先 | 04-7182-1912 |
| 代表者氏名 | 理事長　井上　亘 |

**（２）施設の概要**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | | 保育所 | | | | | | |
| 名称 | | めばえの森保育園 | | | | | | |
| 所在地 | | 我孫子市白山二丁目７番地の５ | | | | | | |
| 連絡先 | | 電話番号：04-7151-2388  FAX番号：04-7184-9696 | | | | | | |
| 施設長氏名 | | 鈴木　光恵 | | | | | | |
| 開設年月日 | | 平成２４年６月１日 | | | | | | |
| 利用定員  令和６年４月１日  改訂 | （２号）  （３号） | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 合計 |
| ９人 | ２７人 | ２７人 | ２９人 | ２９人 | ２９人 | １５０人 |
| 当園の基本理念・方針 | | 保育理念  その１ 楽しくなけりゃ保育じゃない！！  その２　子どもの自主性に任せる保育  その３　子どもの自由を尊重する保育  その４　三つの自由を保障する保育  その５　自然のもつ教育力に委ねる保育  その６　子ども同士が育てあう保育  その７　子どもの文化を創造していく保育  その８　子どもの自律を援助していく保育  その９　子どもの手を生き生きと使わせる保育  その10　子どもの感性を育てる保育  その11　集団のダイナミズムを育てる保育  その12　子どもを人格的責任主体として育てる保育  教育目標  第一目標「健康・体力づくり」  第二目標「感情と情操の発達」  第三目標「知育」生きる力となる真の知性を育てる | | | | | | |

**（３）施設の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷地 | 敷地全体 | 3,288　㎡ |
| 園庭 | 600　㎡ |
| 園舎 | 構造 | 木造平屋建て・鉄筋コンクリート2階建 |
| 延べ | 1,281.49　㎡ |

**（４）主な設備の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備 | 部屋数 | 備考 |
| 乳児室 | １　室 |  |
| ほふく室 | １　室 |  |
| 保育室 | ４　室 | 2歳児クラス・3歳児クラス・4歳児クラス・　　　　5歳児クラス |
| 遊戯室 | １　室 |  |
| 調理室 | １　室 |  |

**（５）職員体制（令和５年４月１日　現在）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
| 施設長 | １　人 | １　人 | 人 |  |
| 主任 | １　人 | １　人 | 人 |  |
| 保育士 | ２０人 | １９人 | １　人 |  |
| 保育補助 | ５　人 | ２　人 | ３　人 |  |
| 事務職員 | ２　人 | ２　人 | 人 |  |
| 調理員 | ３　人 | ３　人 | 人 |  |

**（６）利用定員ごとの提供する日及び時間**

**【２号・３号認定子ども（保育認定）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提供する曜日 | 月曜日から金曜日まで | |
| 保育時間 | 開園時間 | ７時００分～１９時００分（１２時間） |
| 保育標準時間 | ７時３０分～１８時３０分（１１時間） |
| 短時間認定時間 | ８時３０分～１６時３０分（８時間） |
| 土曜保育 | 開園時間 | ８時００分～１７時００分（９時間） |

**（７）利用料等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者負担（月額保育料） | 利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） | | |
| 実費徴収 | おむつ処理費用（オムツ使用の場合） | 1月当たり | 550　円 |
| 副食費（おやつ代）（３～５歳） | 1月当たり | 1,200　円 |
| その他 | 閉所時間超過料金 | 15分当たり | 500　円 |

※副食費（おやつ代）　辞退される方はお申し出ください。

**（８）提供する特定教育・保育の内容**

|  |
| --- |
| 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。 |

**（９）年間行事予定**

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 行事内容 |
| ４月 | 入園式 |
| ５・６月 | 保育参観（３～５歳児） |
| ７月 | インディアンまつり（３～５歳児） |
| ８月 | お泊り保育（５歳児） |
| １０月 | 運動会、遠足（３～５歳児） |
| １１月 | お芋ほり（３～５歳児）、個人面談（０～５歳児） |
| １２月 | クリスマス会 |
| ３月 | お別れ会（３～５歳児）、卒園式 |

※身体測定（毎月下旬）　※内科検診（年２回）　※歯科検診（年１回）

**（１０）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項**

**【２号・３号認定子ども（保育認定）】**

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者の決定 | 市が行う利用調整による |
| 退園理由 | * ２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） * 保護者から退園の申出があったとき * 利用継続が不可能であると市が認めたとき * その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき |
| 利用に当たっての  留意事項 | ・当日の欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は必ず午前９時までに電話でご連絡ください。  ・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが予定より30分以上遅れる場合にはご連絡ください。  ・登園後に体温が37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。  ・伝染病罹患の際には、別紙「登園許可が必要な疾病」を参照の上、必要に応じて登園許可証を保育士に提出し登園してください。  ・原則的に与薬をお受けできません。詳しくは入園のしおりを参照の上、保育士にご相談ください。  ・その他の留意事項については入園のしおりに準じます。 |

**（１１）嘱託医**

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | おおた医院 |
| 医院長名 | 太田　雪子 |
| 所在地 | 我孫子市我孫子2-2-1-201 |
| 電話番号 | 04-7126-0331 |

**（１２）嘱託歯科医**

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 勝田歯科医院 |
| 医院長名 | 勝田　吉美 |
| 所在地 | 我孫子市東我孫子2-23-1 |
| 電話番号 | 04-7183-0088 |

**（１３）緊急時における対応方法**

|  |
| --- |
| 園児に体調の急変などがあった場合、すみやかに園児の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 |

【管轄する消防署】

|  |  |
| --- | --- |
| 消防署名 | 我孫子西消防署 |
| 所在地 | 我孫子市我孫子1847番地の6 |
| 電話番号 | 04-7184-8673（直）／04-7184-0119（代表） |

【管轄する警察署】

|  |  |
| --- | --- |
| 警察署名 | 我孫子警察署 |
| 所在地 | 我孫子市柴崎904番地の1 |
| 電話番号 | 04-7182-0110 |

**（１４）非常災害対策**

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 小河原　則彦 |
| 避難訓練 | 避難及び消化を想定した訓練を月１回実施します。 |
| 防災設備 | 消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。 |
| 避難場所 | 園庭、我孫子市立第四小学校／白山中学校 |
| 緊急時の連絡手段 | 電話、一斉メール |

**（１５）相談・要望・苦情窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | 鈴木　光恵 | 保育園施設長 |
| 相談・苦情解決責任者 | 井上　ミドリ | 幼稚園園長 |

**【要望・苦情等への対応方法】**

|  |
| --- |
| 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。 |

**（１６）賠償責任保険の入状況**

以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | 賠償責任保険 |
| 保険の内容 | 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険 |
| 保険金額 | １名につき最大500万円 |

**（１７）個人情報の取り扱い**

|  |
| --- |
| 特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。 |